

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社屋根工事ウラタ	代表者名	浦田 達徳
主たる営業所の所在地	佐賀県唐津市元石町 554 番地 1		
許可番号	佐賀県知事許可 (般-2) 第 9546 号	許可を受けて いる建設業の 種類	屋

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和 3 年 6 月 28 日	処分を行った者	佐賀県知事
根 拠 法 令	建設業法第 28 条第 1 項第 3 号		
処分の内容（指示処分）			
1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも次に掲げる措置を講じること。 （1）この度の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図ること。 （2）建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。 （3）社内及び施工現場における安全管理体制をより一層整備・強化すること。			
2 前項に規定する指示について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、当該措置を含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実		労働安全衛生法違反	
有限会社屋根工事ウラタは、令和 2 年 9 月 8 日、福岡県糸島市の屋根瓦破損復旧工事において、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れがあったのに、同所に囲い及び手すり等を設けずに作業を行わせた。その結果、ベトナム人労働者が屋根から転落し、死亡した。 これにより、同社は労働安全衛生法違反により、罰金 30 万円の刑が確定した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項		相互通報制度による通報（福岡労働局）	